

小瀬川水系洪水予報実施要領

中国地方整備局太田川河川事務所（以下、「太田川河川事務所」という。）と広島地方気象台及び下関地方気象台は、「太田川水系及び小瀬川水系の洪水予報業務に関する細目協定（令和４年６月１３日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、小瀬川水系洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙１に定めるとおり運用する。

1 洪水予報を行う区域

洪水予報は、平成１２年運輸省・建設省告示第１号及び平成２５年国土交通省告示第９２０号に定められ、細目協定付表１及び本要領付図１に示した区間をひとつの予報区域として実施する。

2 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は太田川河川事務所では調査設計課、広島地方気象台及び下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

3 洪水予報を行う際の連絡及び資料の交換

洪水予報作業に関する連絡は原則として、太田川河川事務所においては調査設計課長が、広島地方気象台及び下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、太田川河川事務所と広島地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図２に番号を示した電話・ＦＡＸにより行い、下関地方気象台との連絡は広島地方気象台が行うものとする。

情報システムにより連絡する資料に含まれる、小瀬川流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表１、配置図は付図１のとおりである。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表２、付図２のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了

（１） 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表３に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表１（３）に示すいずれかの基準地点の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

- (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議のうえ添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は本要領第1項に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 付表1(3)に示すいずれかの基準地点で最初に発表基準となった場合に発表を行い、その後は、予報区域全体の危険度が変化した場合、その他必要と認める場合に発表を行う。
種類及び情報名は、予報区域内で最も危険度の高い基準地点の水位を元に選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表に関する基準は、細目協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、全基準観測所において、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。ただし、必要に応じて、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台で氾濫警戒情報の発表を協議して決めるものとする。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 広島地方気象台と太田川河川事務所の間の資料の交換については、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、太田川河川事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。

この場合、FAX等により広島地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、太田川河川事務所、広島地方気象台及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した太田川河川事務所で実施すべき作業を、中国地方整備局の本局（連絡先は付表5）で代行する。

イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表5）で代行する。

9 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制 定	平成12年	5月16日
一部改正	平成17年	8月 5日
一部改正	平成18年	3月31日
一部改正	平成18年	5月23日
一部改正	平成19年	4月19日
一部改正	平成25年	3月 4日
一部改正	平成25年	8月30日
一部改正	平成25年	10月 1日
一部改正	平成27年	3月31日
一部改正	平成27年	4月10日
一部改正	平成28年	4月 1日
一部改正	令和 元年	5月29日
一部改正	令和 3年	6月 1日
一部改正	令和 4年	6月13日

令和 4年 6月 13日

中国地方整備局太田川河川事務所 調査設計課長 山本 英利

広島地方気象台 防災管理官 高橋 弘次

下関地方気象台 防災管理官 清家 裕喜

付表1 小瀬川水系における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	廿日市津田	ハツカイチツタ	広島県廿日市市津田	317

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高m
小瀬川	小瀬	オゼ	山口県岩国市大字小瀬字沖原	8
	津田	ツダ	広島県廿日市市津田	320

(3) 国土交通省水位観測所（基準地点）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機 水位 (通報水位) m	氾濫注意水 位 (警戒水位) m	避難判断水 位 m	氾濫危険水 位 m	氾濫する 可能性の ある水位 m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
小瀬川	小川津	オカ ワツ	北緯 34° 13' 42" 東経 132° 10' 38"	山口県岩国 市 大字小瀬字 小川津	2.600	4.000	5.700	6.200	7.210
	両国橋	リョウ コク バシ	北緯 34° 12' 29" 東経 132° 11' 35"	山口県岩国 市 大字小瀬字 墨屋堂	2.800	3.900	4.400	4.900	5.650

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
河川情報センター	FAX 又は専用電話	太田川河川事務所
広島県土木建築局（水防県本部）	FAX 又は一般電話	〃
広島県西部建設事務所廿日市支所	〃	〃
山口県岩国土木建築事務所	〃	〃
大竹市水防本部	〃	〃
岩国市危機管理課	〃	〃
和木町水防本部	〃	〃
広島県危機管理監 （広島県災害対策本部）	気象情報伝送処理システム	広島地方気象台
NHK 広島放送局	〃	〃
NTT 五反田センタ※	〃	広島地方気象台 下関地方気象台
総務省消防庁	〃	〃
山口県防災危機管理課 （山口県災害対策本部）	〃	下関地方気象台
NHK 山口放送局（広島放送局※2）	〃	〃
TYS テレビ山口株式会社	FAX 又は一般電話	太田川河川事務所
山口朝日放送株式会社	〃	〃
株式会社エフエム山口	〃	〃
山口放送株式会社	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK 山口放送局の職員不在時間帯はNHK 広島放送局へ伝達する場合がある。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基準雨量（単位：ミリ）		
		1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
小瀬川	小川津水位観測所	20	30	70
	両国橋水位観測所	20	30	70

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 広島地方気象台から太田川河川事務所に通報するもの
 - ア 広島県・山口県に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、3時間先までの特別予測）
 - 小瀬川 小川津、両国橋
- (2) 太田川河川事務所から広島地方気象台に通報するもの
 - ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
 - 小瀬川 小瀬、津田
 - イ 次の観測所の水位（実況）
 - 小瀬川 小川津、両国橋

付表5 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	備考
太田川河川事務所	中国地方整備局河川部水災害予報センター	082-511-6214 082-511-6215	水水害予報センター長（内線：87-3851） 水災害対策専門官（内線：87-3852）
広島地方気象台	大阪管区気象台 気象防災部予報課	06-6949-6580 06-6949-6585	FAX 番号：06-6941-1846
下関地方気象台	福岡管区気象台 気象防災部予報課	092-715-8591	FAX 番号：092-771-2886

※気象庁側の障害規模に応じて、上記以外の官署が代行する可能性があり、その場合は、その都度、気象庁側から太田川河川事務所に対し連絡するものとする。